

2023年1月20日

大阪府知事 吉村 洋文 様

自治労大阪府職員労働組合総務支部
支部長 松田 章義

2023年度総務支部要求書

私たちは、自治体労働者としての権利と生活を守るため、次のことを要求します。

1 組合員の労働条件に関する諸要求の取り扱いについて

府労連・自治労府職・府現労が要求する事項はすべて、支部としても要求する組合員総意の事項であり、各要求において具体的な職場、組合員に関する事項にあっては、支部と誠実に協議し誠意ある回答を行うこと。

2 勤務・労働条件の改善について

- (1) コロナ禍のなか、新型コロナウィルス感染症対策及び関連事業の応援が増え、本来業務の超過勤務が常態化している。また、振替休日等で年休の消化もできない状況である。過重労働とならないよう、また、職員が精神的負担を感じることのないように業務改善すること。
- (2) 現在発生している欠員は速やかに補充するなど、勤務・労働条件の改善を図ること
- (3) 現業職場についてはこれまでの支部との確認事項を遵守し、次の事項について誠意ある対応を行うこと。
 - ① 退職者の補充を行うなど、勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。
 - ② 職場の民営・下請化に伴う勤務・労働条件の変更に関する事項は事前に協議すること。
- (4) 生理休暇・妊娠の通勤緩和など母性保障のための諸権利を行使できるように配慮するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。
- (5) 育児休業、育児時間などの特別休暇、介護休暇・欠勤が必要に応じて完全に行使できるように配慮するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。
- (6) 「相対評価」結果を給与へ反映させる人事評価制度は、労働条件を悪化させ、職員のやる気を根本から削ぐため、廃止すること。

3 職場・労働環境の改善のために

- (1) 職場内のアクリル板等設置や、飛沫防止対策について強化すること。
- (2) コロナ対策で窓を開ける機会が増えている現状、職員が不快と感じないよう空調の温度を彈力的に運用すること。
- (3) 庁舎出入口のコロナ対策、防犯対策、雨対策について強化すること。また、緊急時の避難体制を強化すること。
- (4) 咲洲庁舎については、特に、空室への防犯対策や、災害時に役立つ簡易トイレ・寝袋・食糧・保温キット・水などの救援物資の備蓄を行うなど、職員の安全等を確保すること。
- (5) 働き方改革でテレワークなど行われているが、職員が負担に感じるような管理強化にならないよう労働環境の問題点などを把握・検証するなど、職員の勤務・労働条件を悪化させないようにすること。

- (6) 台風や有事の際、帰宅難民を出さないため、早めに職員等に特別休暇を与えること。
- (7) 咲洲コスモタワーホテルの防犯対策や喫煙対策を強化し、職員の安心安全を確保すること。
- (8) 本館・別館のゲート設置にあたっては、職員の不便にならないようすること。
- (9) 本館の外壁工事について、執務室に影響がある場合、勤務時間外に行うこと。

4 職員の健康管理について

- (1) 治療と仕事の両立支援をはかるため、療養中等の職員に対する勤務制度の拡充を図ること。
- (2) 病後の過重労働を強いいることがないよう所属長等の認識を徹底させるなど、職員の健康管理に努めること。
- (3) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについて、被害を受けた職員は精神的苦痛により健康被害を受けることが多いため、実効ある対策を行うこと。
- (4) 咲洲庁舎に勤務する職員に、高層ビル勤務者特有の健康対策（地震の揺れから起る体調不良）を行うこと。
- (5) メンタルヘルス予防に向けた総合的対策を行うこと。

2023年度総務支部要望事項

- (1) 人員配置は超過勤務が発生することがないよう適正に行うとともに、当初予測を上回る業務量の増、年度途中の欠員などが発生した場合は、支部と協議して適切な対応を行うこと。特に組織改編等に伴う初年度など、業務加重が見込まれる職場への重点的な人員配置を行うなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。
- (2) 人事異動は本人希望を尊重し、発令の1週間前に内示することや、通勤時間・家庭責任・通学・母性保障などの生活実態と、職員の健康管理なども十分考慮すること。
- (3) 女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置、職務分担を行うこと。
- (4) 大阪府の規則、規程等で現業職員を規定する場合の「単純な労務に雇用される者」という表現を職の現状に即してすべて改めること。
- (5) 現業職場における「技術の継承」を行うため、数年先を見据えた適切な人員配置（新規職員の採用）を行うこと。
- (6) 府庁版給与改革による降格により昇給がないとされた職員の士気高揚、また、技能労務職に係る懸案事項等について、速やかに解決を図るため、総合的な人事制度を構築すること。
- (7) 希望降任制度の運用にあたっては、本人の生活状況などを考慮して、自己申請による復帰制度設けること。
- (8) 不当な退職勧奨は絶対に行わないこと。「キャリアシート」は任意性を厳守すること。
- (9) 大手前と咲洲との庁舎分断は、府民・職員にとって支障があるとともに、地震時には相当の危険が伴う。咲洲からの庁舎撤退を早期に実現すること。
- (10) パソコン活用のための体系的研修の機会を充実するとともに、職員へのフォローワー体制に留意すること。総務サービスセンターに係る各種申請手続きを分かりやすくすること。
- (11) 入札契約制度改善が、職員の業務負担増加につながることのないよう、契約局設置の理念を再確認して対処すること。